

## 三島税務署による確定申告会場

☎ 三島税務署 ☎ 055-987-6711  
📄 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp>

所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および  
地方消費税の申告会場です。

とき／2月16日(金)～3月15日(金)

9時～17時  
※土・日・祝日を除く

ところ／三島商工会議所 1階ホール

※三島会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
会場での入場整理券の配布は16時までです。  
※16時よりも早く当日分の配布が終了する場合があります。  
入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。  
※「入場整理券」はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行または三島会場での当日配布の2通りで配布されます。



国税庁 LINE 公式アカウント

※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けて  
いませんのでご了承ください。  
※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公  
共交通機関をご利用ください。  
※住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借  
入金等特別控除を受ける人の説明会を2月13日  
(火)～15日(木)に開催します。申告書の作成  
から提出まで行いますので、必要書類を確認の  
上、会場へお越しください。

### 持ち物／

○マイナンバーカードもしくは本人確認書類  
※e-Taxは、マイナンバーカード取得時に設定した  
次のパスワードが必要です。各自、事前にご確  
認ください。  
・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)  
・利用者証明用電子証明書(数字4桁)  
そのほか、必要書類を確認した上で、会場へお越し  
ください。

## スマホやマイナンバーカードを活用して ご自宅などからのe-Tax申告をご利用ください

### ●HPから申告書などを作成できます

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、  
画面の案内に沿って入力・操作することで、所得  
税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、  
消費税の申告書の作成・送信が可能です。「作成コー  
ナー」で検索、またはQRから。

作成コーナー



▲確定申告書等  
作成コーナー

### ●疑問・相談にお答えします

確定申告の相談は、チャットボットをご利用  
ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用  
した「税務職員ふたば」がお答えします。相談  
はQRから。



税務職員ふたば



▲相談は  
こちらから

### ●マイナポータル連携が便利です

マイナポータル連携をすると、申告に必要なデー  
タを取得でき、各項目の集計や入力する手間が省け  
ます。2月以降は、マイナンバーカードを利用して  
e-Taxで申告する際、マイナポータルと連携するこ  
とにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力  
となる予定です(勤め先から税務署にe-Taxなどで  
提出された源泉徴収票が対象)。

e-Taxは、パソコンのほかスマートフォンやタブ  
レットからも利用可能です。マイナンバーカードを  
利用した「ご自宅などからのe-Tax申告」をぜひご  
利用ください。

### e-Taxに挑戦してみませんか?

スマートフォンとマイナンバーカードを利用した  
確定申告書の作成・送信の補助を行います。

とき／2月1日(木)10時～19時  
ところ／伊豆長岡庁舎3階 第1会議室  
申込／1月1日(月・祝)～31日(水)  
12時までに市HPから



▲市HP

令和5年分

# 所得税の確定申告

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918



とき／

【還付申告相談会】

2月7日(水)、8日(木)

※納税の申告はできません

【確定申告相談会】

2月16日(金)～3月15日(金)

(土・日・祝日を除く)

○来場受付時間

午前の部 8時30分～11時

(人数制限あり)

午後の部 8時30分～16時

※番号札を配布します。開庁前にお

越しの人は並んでお待ちください。

※呼出番号や混雑状況は市HPから  
確認できます。

○申告書作成時間

午前の部 9時～

午後の部 13時～

ところ／

大仁庁舎2階 第1会議室

※会場に車でお越しの人は大仁庁舎駐車  
場をご利用ください。近隣施設への駐  
車はご遠慮ください。

持ち物／

○マイナンバーカード、本人確認書類

○給与、配当、公的年金などの源泉徴収

票(配偶者控除や扶養控除を受ける場

合、配偶者や扶養親族の所得がわかる

ものも必要です)、収支内訳書

○所得控除などの証明書類(社会保険料

生命保険料、地震保険料など)

○本人名義の口座番号がわかるもの

○昨年の確定申告書、収支内訳書の控え

など

その他／

○市では、青色申告、譲渡所得(不動産

の売買を含む)、贈与税、消費税(イ

ンボイス制度)の申告相談はできませ

ん。三島税務署による申告会場をご利

用ください(左ページ参照)。

○その他のご不明な点については、国税

庁HP、市HPをご覧ください。

### ●市・県民税の申告について

相談会の期間中は、市・県民税の申  
告も大仁庁舎相談会場へお越しくださ  
い。期間中、税務課(伊豆長岡庁舎)  
では、記載済みの申告書提出のみ受け  
付けます(控除の作成はできません)。

※令和5年に所得がない場合でも国民健  
康保険税、後期高齢者医療保険料、介  
護保険料、国民年金などの行政サービ  
スを受けるためには申告が必要です。

### ●医療費控除の適用を受けるには

「医療費控除の明細書」や「医療費通  
知」の提出が必要になります。ご自宅  
であらかじめ作成した上で、ご来場く  
ださい。会場では領収書の提示や提出  
は不要です。領収書はご自宅で5年間  
保存してください。

### ●事業所得・農業所得・不動産所得を申 告する人へ

収支内訳書(経費の内訳)をあらか  
じめ計算した上で、ご来場ください。